

資料紹介：『砂川一區農事改良組合南小組合之 作業ニ對スル規則』

昭和拾壹年旧拾二月二十九日 砂川一區農事改良組合南小組合

所有・解説者 岡 本 恵 昭

此の資料は、砂川村（城辺町字砂川）より小生が発見したもので、『砂川一區農事改良組合南小組合之作業ニ對スル規則』昭和拾壹年旧拾月二十九日（計七枚）の和綴じの冊子である。いわゆる小組合の規則事を定め、組合員十七名の遵守をもって定められた「規約書」又は「契約書」である。資料全体については、時代が新しいと云うことで保存は良好で、墨書で記文され、朱印も明瞭に判別される。

本資料を紹介する目的は、砂川村の村落共同体の組織と構造を分析し「農事改良組合」の作業にかかわる「相互扶助」のユイ意識の変遷をあきらかにすることを意識した。

南小組合は、十七名の組合員に依つて構成され、共同作業が成されてきた。農事改良事業という目的に対し、その規則事が確認され、そのような小ブロックが一區二区と班ごとに構成され砂川村をつくつていたことがわかる。一班の南小組合拾七名に課せられた共同作業には、土地耕作、畦立海草運搬、その他のユイがある。ユイの精神は、成文化した規約で作業に変わり、農村組合という連帯性を育てていく。資金の調達・預金育成化に依つて、作業費が個人々々に支払われる対応を持つようになっている。作業の出勤の時間に対しても、遅刻や無届け欠勤の罰金制裁は厳守してこれを行っている。

本来、ユイマールで相互扶助した制度は共同体のもう一つの形態で生き続けていたのである。小組合の組織体は時代と共に農業共同体組合に参加し、そのもとで発展した生産事業が、今日の農協組合の構造であると考えている。

以上、本資料を通して農事改良組合の作業やその変遷を考えるに必要な資料性がみいだされると考えられ、ここに紹介する。

砂川一區農事改良組合南小組合之作業ニ對スル規則

第一章 作業ノ目的ト本組合之名稱

第一條 本組合之名稱ヲ砂川一區農事改良組合南小組合ト稱ス

第二條 本組合員ハ砂川字内ニ住居シテ一戸を構ヘタル者ヲ以テス

第三條 本小組合ハ本小組合員之一致心ヲ養生シ本組合之貯蓄ヲ増シ其ノ他共 利殖之便益ヲ計ルヲ以テ作業ヲナスモノトス

第二章 作業ニ對スル罰金制裁

第四條 本組合之作業ハ午前ハ七時ヨリ午後ハ一時ヨリ開始スルモノトス

第五條 作業ノ場合出勤時刻ニ遅刻シタルモノハ、一金五錢也ノ罰金ヲ過セラレルモノトス

無届者ハ參拾錢也ヲ過セラレルモノトス

第三章 作業之種類ト作業費

第六條 本組合之作業ハ土地耕シ、畦立、又ハ海草運搬等其ノ他組

合作業ニ適シタル作業ヲスルモノトス

第七條 本組合之作業費ハ反当、或ハ回数ニ應ジテ附スモノトス

第八條 本組合員之本組合ニ作業ヲ依頼シタルモノハ其ノ作業ノ完了スルト全時ニ左ノ作業費ヲ本組合ニ納付スベシ

一、土地耕シ一反分 一金貳円也

二、畦立一反分 一金一円五拾銭

三、海草運搬一回ニ付キ(馬一匹一回ニツキ)拾銭也(但し)

四、其ノ他ハ組合員ノ決議ニ依ル

第四章 作業係

第九條 本組合之作業係ハ本組合ノ有志委員、二名トシ作業ヲ監督ス

第五章 作業費及罰金ノ處分

第十條 本組合之作業費ハ組合員ノ決議ニ依リ處分スルモノトス

第十一條 作業ニ對スル罰金ハ毎月二十九日ニ處分スルモノトス

第六章 總會

第十二條 總會ハ毎月二十九日有志、委員宅ニ開キ重要十八事項ヲ決議ス(通常總會)

第十三條 臨時總會ハ臨時ニ提出セラレタル事項ヲ決議ス

第七章 作業ニ對スル附則

第十四條 本組合作業ノ場合病氣ナルモユルストヲ得ズ代理人ヲ以テセシムベシ

第十五條 馬ノ入ル作業に對シ馬ノナキ者モ必ズ馬ヲ伴フコト

第十六條 作業ハ三日前ヨリ傳達スルモノトス

第十七條 作業費納付ヲ一ヶ月間過ギタル場合ハ利子ヲ附スモノトス

第十八條 本組合之作業ニ違反シタルモノハ本組合員ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルモノトス

第八章 組合員名及ビ署名捺印

第十九條 本組合員ヲ十七名トシテ前各條ヲ確守ノタメ組合員各自が署名捺印ヲナスモノトス

友利 松金 砂川 寛栄 上里長栄

砂川 助次郎 砂川 カマド 砂川 戸那

天久 亀 下地 金蔵 砂川 伊佐

砂川 寛詮 砂川 寛康

友利 伊佐 砂川 金

平良 盛由 砂川 浦戸

砂川 戸那 友利 磯

昭和拾壹年旧拾月二十九日

砂川一区農事改良組合南小組合